



発行日 2018年7月1日

日本新聞労働組合連合 東京都文京区本郷2丁目17-17 井門本郷ビル6階 電話 03(5842)2201 FAX 03(5842)2250 ホームページ http://www.shinbunoren.or.jp/ (年間購読送料共2000円(組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています))

### 公示

2018年6月20日  
日本新聞労働組合連合 中央執行委員長 小林 基秀  
規約第20条により第132回定期大会を次の通り招集します。  
日時 2018年7月24日(火) 午後1時~25日(水) 午後2時  
会場 台東区花川戸2-16-5 台東区民会館9階ホール  
議題 ①2017年度活動報告②2018年度運動方針③2017年度決算  
および2018年度予算④2018年度役員選出⑤その他

## 一時金8カ月問題

# 「言ったこととは守れ」

## 山陽労組、中労委で主張

山陽新聞労組が中央労働委員会(東京)に再審査を申し立てた「一時金8カ月」の労使合意をめぐる不当労働行為事件で5月31日、審問(証人尋問)が行われた。組合側弁護士の主尋問で藤井正人書記長は、15・5%の賃下げとなる新賃金へ移行後に、会社の売上高に占める純利益率が3%を超えた事実を改めて指摘。「会社想定1%を大きく上回る。これで『予測を超えて儲かった』と言えない」とは許せない。言ったことは守れよ、というのが私たちの気持ちです」と訴えた。

【争議弾圧対策部長・宇佐見昭彦】

初審の岡山県労委で「会社は売上高170億円(リマンショック前の水準)への回復を目指したが、戻っていない」というストーリーを急につけてきたことにも反論。藤井書記長は、会社は売上高が130億円まで下がると予想していた。170億円に戻すなんて、労使協議会でも一言も言っていないと証言した。会社は2010年10月、65歳定年と新賃金制度を導入。これに先立ち、09、10年に14回重ねた労使協議会で「一時金を年間7カ月出す(旧賃金で約6カ月)に相当(現状維持)」「予測が外れて儲ければ年間8カ月以上出す(減収の代償措置)」と組合に約束した。



中労委控え室で傍聴支援者らに挨拶をする山陽労組の藤井書記長(左)

新聞労働連は6月14、15日、東京都内で中央執行委員会を開き、第132回定期大会(7月24、25日)に提案する次年度運動方針などを議論。労連として初め

## 労組役員3割女性に 運動方針案に努力目標

て、女性役員の割合を3割に増やす努力目標を掲げることを盛り込んだ。今回の大会スローガン案は「人権侵害許さず新聞労働者の権利守ろう」。セクハラハラスメントやパワハラを許さず、運動方針案第2項の「男女平等の労働環境を実現する取り組み」として、「女性が労組役員を引き受けられるような環境整備を進め、男女比を考慮し、可能な組合から、労組役員の女性比率を3割以上にすることをめざす」と明文化した。同項については、数値目標の是非を含め中執委員会に複数回討議してきた。今回の会議では、4月に開いた



新聞労働連の取り組みを紹介する相川書記長

た全国女性集会の運営に携わった単組の女性役員3人をオブザーバーとして招き、意見を聴いた上で新たに文案を作成。全会一致で決めた。このほか、単組執行部交代に伴い、新中執委員として山室壮氏(読売新聞労組)、羽鳥大介氏(日経新聞労組)が就任。労働安全衛生部長は印藤祐介氏(同)が就いた。

## セクハラ対策 取り組み続々

新聞労働連は6月、セクハラハラスメント対策に取組み加盟単組に情報提供を呼び掛け、21単組から回答を得た。多くの労組が、実態把握のためのアンケートを行った上で会社側に具体的な対応策を迫り、相対的な対応策を求め、相対的なコメントを引き出した。アンケートでは被害に遭

った経験があると答えた女性が6割に達し、加害者は取材先との回答が多い組合もあった。会社側も、社外での被害にも対応できるよう社内規定を拡充したりしている。新聞労働連が加盟する日本マスコミ文化情報労組協議会(MIC)は6月24日、メディアで働く女性のための緊急セクハラ110番を、7月1日に新聞労働連事務局で実施すると厚生労働省記者クラブで発表された。電話相談の結果は、次号に掲載予定。

## 反セクハラ、世界に発信 UN-リパブル大会 相川書記長が訴え

新聞労働連が加盟するユニオン・ネットワーク・インターナショナル(UNI)の第5回世界大会が6月17日から4日間、英国・リパブルで開催された。労連本部から参加した相川和男書記長は、新聞労働連の紹介のほか、昨今のセクハラ問題に対する取り組みなど報告、異国の地で新聞労働連を大いにアピールした。

相川書記長は女性関連テーマの議題で、新聞労働連の成り立ちから始まり、新聞業界が一般産業と比較して、女性労働者が少ない現状を述べた。また相川氏は財務省セクハラ問題から端を発した声明文発表や、セクハラ全国アンケート実施、女性集会開催など労連の取り組みを報告した。アン・セリンUNI会長は開幕あいさつで「会場近くにある、ピートルズ博物館は最近、労働組合の承認協定を結んだ。UNIの存在が寄与した」と述べ「諸問題に直面している、世界中の労働者に連帯を示し、ともに立ち上がろう」と呼びかけた。大会スローガンは「Make It Happen(実現しよう!)」。これは守りの姿勢を排し、積極さと強い信念で、世界規模な労働組合の実現を企図している。4日間の議題は女性関連のほか「持続可能なグローバル経済のための労働組合」「労働組合と労働の未来」「世界平和、民主主義、人権を求めて」と題し活発な議論が展開された。役員人事は書記長にクリスティ・ホフマン氏(女性)が選出・承認された。2000年から書記長を務めたフィリップ・ジェニングス氏は退任した。副書記長に就任したアルケ・ベシガー氏も女性。大会は世界113カ国から523組織、約1900人が参加した。日本からは日本放送労働組合(日放労)など、各単組・単組から約80人が参加した。UNIは世界150カ国、900組合、2000万人のサービス産業労働者を代表する国際産業別労働組合組織。UNI世界大会は4年に1回開催され、新聞労働連からも代表を派遣している。次回大会はカナダ・トロントを予定。

# 共同「毅然と対応」宣言

## 女性記者が座談会

▽共同通信労組

共同通信労組は4月17日の団交で、社側にセクハラに対する対応方針を貰った。社側は同日23日付で職員向けのコメントを公表。「セクハラ、パワハラを含め、あらゆるハラスメントを許さない」という方針。相手が社内か社外か、取材先か否かを問わず、毅然とした対応を取る」とし、1人で抱え込まないよう呼びかけた。

このほか、組合で女性記者によるセクハラに関する座談会を開催。取材現場でのセクハラの問題点や、若手記者へのアドバイス、社同僚に対する要望などを組合ニュースで周知した。座談会では「デスクがいらない支局に配置される新人記者が多い」と支局長レベルへの教育がとて重要。プライベートを守った上で、軽々に取り扱わないように教育してほしい。セクハラ窓口での解決事例も示すべき。「女性が少ない部署のデスクや部長こそ我がこととしてとらえてほしい」との意見が出た。

6月5日の組合定期大会では「社内・社外、性別にかかわらず、いかなるハラスメントも許さない。健全な心身をむしばむ人権侵害をもう許してはいけないうる決別決議を提案承認された。

# 女性の6割 「過去に被害」

▽中国新聞労組

中国新聞労組は4月下旬、組合員にセクハラの実態や意識に関する緊急アンケートを実施した。4分の1の83人(男55人、女28人)が回答。女性回答者の6割が「過去にセクハラを受けたことがある」とした。加害者は取材先がもつとも多かった。労組は5月9日の労使懇談会で、外部で社員が被害にあった場合の会社対応を問うた。

会社側は「社員を守り、適切な措置をとる。毅然と対応する」と宣言した。

# 相談・通報窓口を開設 社内規定や研修を拡充

▽京都新聞労組

京都新聞労組は、今夏開始の団交で「管理職の研修を徹底し、社内外のセクハラ、パワハラから社員を守る具体策を示せ。また社として反セクハラへの宣言を示せ」と要求項目に盛り込んだ。会社側はこれまでのセクハラ規定は内部向けの記述がほとんどだったことを認め、外部からのセクハラへの対応も盛り込んだ規定に改定すると約束した。社長も衛生委員会からの要請を受けて6月11日付でハラスメント防止へのメッセージを発表した。また、会社側は女性管理職を一定人数、研修して、相談員のような位置づけにできないかを検討すると回答している。

▽南日本新聞労組

南日本新聞労組は6月7日に、会社側から、社外の人との関係の中でセクハラを受けた場合、従業員を守るため会社として毅然とした対応を取るとし、社外からのセクハラに対応するためのガイドライン改正の通

▽新潟日報労組

新潟日報労組は、夏闘でハラスメント根絶のための具体的な対策の実施を要求した。要求構築のための事前アンケートでは、6割が「相談窓口や方法が分からない」と回答。1人で悩む、問題を抱え込んでいる実態が浮き彫りとなった。

社は6月18日の団交で、①社内規定の策定、②相談窓口体制の整備、③社内研修の強化、④社外からの被害

# 社外での被害も想定

告があり議論。社員の女性比率が今後も上がることを予想される中、現行規定では、社内

おける問題しか想定していなかったが、改正案では外部と関わりのある全社員に対するセクハラを是正して

日の団交でセクハラを受けたいが、デリケートな問題であるゆえに対応は協議中。

▽秋田魁新報労組  
秋田魁新報は、組合員のパワハラ苦情を基に2013年の年末闘争で、各種ハラスメント相談窓口の設置を要求した。

会社は窓口を即刻開設したが、ガイドラインの策定は必要としながらも3年半棚上げした。

この間、組合は再三要求。ようやく17年夏闘後に「ハラスメントの防止に関する規定」として施行された。セクハラ、パワハラ、マタハラを定義付け、懲戒処分につながる禁止事項として

# 女性管理職が相談役

▽福井新聞労組

福井新聞労組は5月、働き方改革に関する組合員アンケートの中で、社のセクハラ対応について質問。対応

応マニュアルの重要性や、女性の相談窓口の必要性を指摘する声が出た。

折しも社は6月5日の団交の席上、セクハラ対応の体制をあらためて説明。既に規定されている就業規則内のセクハラ関連項目と、セクハラ防止規則を説明した。女性管理職7人に相談を持ち掛けてもらう旨も説明された。この内容は同日付で社内掲示された。

い」など、建設的な意見が多く寄せられ、近く会社に申し入れを行う。

▽全徳島新聞労組  
全徳島新聞労組では、2013年9月に組合作成の原案をもとにパワハラアンケートを安全衛生委員会として行った。翌年、社内ハラスメント対策委員会(社と労組委員長、書記長が)を行っている。

# アンケート基に集会

▽日本新聞協会労組

日本新聞協会労組は、セクハラへの対応を考える集会を7月に開催する。これにあわせて、6月1日付で全組合員を対象に「セクハラに関するアンケート」を実施した。集会当日は、アンケートをもとに、組合員と意見交換する。社内のハラスメント防止規程は、

幹部の意識改革』『第三者機関を設置、会社を通さず相談できる体制で相談者のプライバシーを守る』などが多くあげられた。

▽河北新報労組  
河北新報では、3月に女性社員有志がセクハラ防止の徹底とハラスメント防止に関する見直しを会社に訴えたことを受け、女性限定の意

▽長崎新聞労組  
長崎新聞は新聞労連女性集会に参加、4月26日から「集会報告」としてニュースを3回発行。パネル討論などで語られたセクハラ被害の実態などを紹介。集会アピール全文も掲載した。

女性部と執行部でセクハラ問題の「見える化」に向けたアンケートの実施を検討中。一方で、被害調査に

# セクハラ撲滅 会社に迫る



記者会見で「セクハラ110番」を告知した労組会議

大、相談は同じ部や局に在籍している女性管理職に限

口を設けるなどしている。

▽宮崎日日新聞労組  
宮崎日日新聞労組は青年女性部が毎年行っているハラスメントアンケートを1月に実施。組合員総数229人のうち175枚の回答を回収。うちセクシヤルハラスメントについて「受けた、または見たことがある」との回答が11件

構成メンバーが設置され、派遣・契約社員なども含む全社ハラスメント(パワハラ、セクハラ)アンケートを毎年9月に実施。結果は公表され、調査を要するような事案については、対策委員会の場で協議している。

また、研修を年一回(管理職向けと一般向け)の2種類を行っている。

個人が特定されないように組合ニュースで報告した。

4月の経営協議会で会社ハラスメント防止を訴えた。会社は5月、過去1年のハラスメント調査をしたほか、7月に役員・管理職対象のハラスメント研修を実施する。組合は「会社はハラスメント体質だ」との認識で厳しく監視する。

女性部と執行部でセクハラ問題の「見える化」に向けたアンケートの実施を検討中。一方で、被害調査に



